

改正箇所	改正後	改正前
<p>通達の下記「二」</p>	<p>判定通達「一の三の(一)の(2)」の「農業がきわめて小規模」であるかどうかは、おおむね水田 <u>50 アール</u> (収穫量に著しい差異のある田畑または野菜畑もしくは果樹畑などについては、平年作における稲作水田 <u>50 アール</u> 程度の所得を得る面積とする。) 程度未満の規模であるかどうかによるものとする。</p>	<p>判定通達「一の三の(一)の(2)」の「農業がきわめて小規模」であるかどうかは、おおむね水田 3 反歩 (平年作における所得が、おおむね 50,000 円程度の稲作水田 3 反歩を基準とするものとし、収穫量に著しい差異のある田畑または野菜畑もしくは果樹畑などについては、所得おおむね 50,000 円程度を得る反別とする。) 程度未満の規模であるかどうかによるものとする。</p>
<p>通達の下記「三」</p>	<p>判定通達「一の三の(二)」の(1)から(3)までに掲げる部分以外の部分のただし書の「農業が相当の規模」であるかどうかは、水田 <u>150 アール</u> (収穫量に著しい差異のある田畑または野菜畑もしくは果樹畑などについては、平年作における稲作水田 <u>150 アール</u> 程度の所得を得る面積とする。) 程度の規模以上であるかどうかによるものとする。</p>	<p>判定通達「一の三の(二)」の(1)から(3)までに掲げる部分以外の部分のただし書の「農業が相当の規模」であるかどうかは、水田 1 町歩 (平年作における所得が、おおむね 170,000 円程度の稲作水田 1 町歩を基準とするものとし、収穫量に著しい差異のある田畑または野菜畑もしくは果樹畑などについては、所得おおむね 170,000 円程度を得る反別とする。) 程度の規模以上であるかどうかによるものとする。</p>